

枚方市一般廃棄物処理業許可基準

平成 25 年 3 月 15 日制定  
枚 方 市 要 綱 第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項及び第 6 項の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物収集・運搬業の許可基準)

第 2 条 法第 7 条第 1 項の許可は、同条第 5 項各号に定めるもののほか、次の各号に適合している場合に行うものとする。

- (1) 申請者（法第 7 条第 1 項の許可の申請を行った者をいう。以下この条において同じ。）が自ら業務を実施するものであること。
- (2) 業務に供する運搬車を 3 台以上保有していること。
- (3) 業務に供する事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）が本市内に所在し、かつ、当該事務所等に常駐の従業員を配置していること。

2 次の表の左欄に掲げる一般廃棄物の収集又は運搬に係る法第 7 条第 1 項の許可は、前項の規定にかかわらず、同条第 5 項各号に定めるもののほか、同表の右欄に定める要件に適合している場合に行うものとする。

区 分	要 件
実験施設又は研究施設から排出される実験動物の死体及び処理用マット等	(1) 申請者が自ら業務を実施するものであること。 (2) 申請者が収集し、又は運搬した実験動物の死体及び処理用マット等を自ら処分すること（自己が保有する法第 7 条第 6 項の許可に係る施設において処分を行い、又は自己以外の者が保有する当該許可に係る施設を確保して当該施設において処分を行わせることをいう。以下この条において同じ。）ができること。
浄化槽又はディスポーザ排水処理システムから生じた汚泥、建築物の排水槽のし尿を含む汚泥及び事業活動に伴って生じたし尿	(1) 申請者が自ら業務を実施するものであること。 (2) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、当該業務を行う役員の過半数）が大阪府内の市町村に引き続き 3 年以上居住していること。 (3) 業務に供する運搬車を保有していること。 (4) 事務所等が大阪府下に所在し、かつ、その事務所等に常駐の従業員を配置していること。

3 前 2 項によるもののほか、次の各号に該当する場合は、法第 7 条第 5 項各号及び第 1 項各号に定める要件に適合する者につき、収集し、若しくは運搬する一般廃棄物又は収集する区域を指定して、法第 7 条第 1 項の許可を行うことがある。

- (1) 市の施設において適正な処分を行うことが困難な一般廃棄物を自ら処分することができる場合
- (2) 減量化又は資源化を目的として一般廃棄物を自ら処分することができる場合  
(一般廃棄物処分業の許可基準)

第3条 法第7条第6項の許可は、同条第10項に定めるもののほか、次の各号に適合している場合に行うものとする。

- (1) 申請者（法第7条第6項の許可の申請を行った者をいう。以下この条において同じ。）が自ら業務を実施するものであること。
  - (2) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、当該業務を行う役員の過半数）が大阪府内の市町村に引き続き1年以上居住していること。
  - (3) 事務所等が大阪府内に所在し、かつ、当該事務所等に常駐の従業員を配置していること。
  - (4) 申請者が処分する一般廃棄物が枚方市内で排出されたものに限定されていること。ただし、広域的に一般廃棄物を取り扱うことが、適正な一般廃棄物の再利用又は再生利用に資すると認める場合においては、この限りでない。
- 2 前項によるもののほか、次の各号に該当する場合は、法第7条第10項各号及び前項各号に定める要件に適合する者につき、処分する一般廃棄物又は取り扱う区域を指定して、法第7条第6項の許可を行うことがある。
- (1) 市の施設において適正な処理を行うことが困難な一般廃棄物を自己が保有する法第7条第6項の許可に係る施設において適正に処分することができる場合
  - (2) 減量化又は資源化を目的として、一般廃棄物を自己が保有する施設において適正に処分することができる場合

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 枚方市一般廃棄物処理業許可基準（平成24年枚方市要綱第18号）は、廃止する。